

障がい者差別解消法改正に基づく市の支援について検討する部会の設置について

1. 目的

令和3年6月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下：改正障害者差別解消法）」が、今後3年以内に施行される。

この改正障害者差別解消法に基づき、市の相談支援体制を確保する。

2. 改正の概要

- 1) 事業者による合理的配慮の提供の義務化が、これまでは「努力義務」であった合理的配慮の提供が「義務」となる
(第5条、第8条)
- 2) 障がい者を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成、確保する責務が明確化される
(第14条、第15条)
- 3) 地方公共団体においても、障がい者を理由とする差別や解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供が努力義務となる
(第10条、第11条、第12条)

3. 方法

- 1) 障がい者差別解消法の改正（令和5年6月4日までに施行予定）概要3点（上記のとおり）について部会にて協議します
- 2) 部会委員の予定については下記のとおり
 1. 障がい者またはその家族
 2. 障がい者就労支援センターえるむ職員
 3. 委託相談支援事業所相談員
 4. 市内企業関係者
 5. 事務局（障がい福祉課）
(謝金等無)